

決算の状況

貸借対照表

資産		(単位：百万円)	
科 目	平成 28 年度	平成 29 年度	
現 金	5,368	5,435	
預 け 金	84,969	76,660	
買 入 金 銭 債 権	-	100	
有 価 証 券	143,282	154,253	
国 債	31,660	29,289	
地 方 債	52,259	59,815	
社 債	52,138	53,209	
株 式	1,717	3,596	
そ の 他 の 証 券	5,506	8,340	
貸 出 金	214,930	220,459	
割 引 手 形	1,929	2,105	
手 形 貸 付	6,799	6,643	
証 書 貸 付	178,774	185,183	
当 座 貸 越	27,426	26,526	
外 国 為 替	147	153	
外 国 他 店 預 け	147	153	
そ の 他 資 産	2,710	2,732	
未 決 済 為 替 貸	220	311	
信 金 中 金 出 資 金	1,893	1,893	
前 払 費 用	5	3	
未 収 収 益	368	389	
そ の 他 の 資 産	221	133	
有 形 固 定 資 産	4,520	4,352	
建 物	1,811	1,713	
土 地	2,184	2,184	
リ ー ス 資 産	167	134	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	357	319	
無 形 固 定 資 産	31	28	
ソ フ ト ウ ェ ア	30	27	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	0	
債 務 保 証 見 返	992	746	
貸 倒 引 当 金	△ 2,962	△ 2,406	
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,310)	(△ 1,802)	
資 産 の 部 合 計	453,991	462,515	

負債および純資産		(単位：百万円)	
科 目	平成 28 年度	平成 29 年度	
預 金 積 金	425,161	429,718	
当 座 預 金	7,853	8,167	
普 通 預 金	149,971	165,931	
貯 蓄 預 金	3,166	3,171	
通 知 預 金	577	473	
定 期 預 金	235,513	226,398	
定 期 積 金	25,192	23,745	
そ の 他 の 預 金	2,885	1,831	
借 用 金	-	3,850	
借 入 金	-	3,850	
そ の 他 負 債	1,293	1,221	
未 決 済 為 替 借	225	326	
未 払 費 用	562	446	
給 付 補 填 備 金	16	16	
未 払 法 人 税 等	2	1	
前 受 収 益	86	61	
払 戻 未 済 金	2	1	
職 員 預 り 金	137	135	
リ ー ス 債 務	175	142	
資 産 除 去 債 務	34	35	
そ の 他 の 負 債	50	54	
賞 与 引 当 金	246	238	
退 職 給 付 引 当 金	465	454	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	78	74	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	17	18	
偶 発 損 失 引 当 金	244	218	
繰 延 税 金 負 債	627	548	
債 務 保 証	992	746	
負 債 の 部 合 計	429,127	437,089	
出 資 金	585	584	
普 通 出 資 金	585	584	
利 益 剰 余 金	22,292	23,049	
利 益 準 備 金	586	585	
そ の 他 利 益 剰 余 金	21,706	22,464	
特 別 積 立 金	21,000	21,600	
当 期 未 処 分 剰 余 金	706	864	
会 員 勘 定 合 計	22,878	23,634	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,986	1,791	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,986	1,791	
純 資 産 の 部 合 計	24,864	25,425	
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	453,991	462,515	



決算の状況

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	4年～15年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。今後の管理に注意を要する債務者のうち当金庫の100％子会社に係る債権については、債権額から回収可能額を見積り、その額を控除した額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部と審査部の審査部門が資産査定を実施し、審査部の管理部門が査定結果を監査しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によりしております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項	平成29年3月31日現在
年金資産の額	1,634,392百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,793,308百万円
差引額	△158,915百万円
② 制度全体に占める当金庫の拠出割合（平成29年3月31日現在）	0.3343%
③ 補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円及び別途積立金55,700百万円にあります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金63百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 子会社等の株式総額 22百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 677百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 843百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,906百万円
- 貸出金のうち破綻先債権額は178百万円、延滞債権額は12,395百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は699百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は13,273百万円あります。

なお、19から22に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,105百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	2,051百万円
預け金	4,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	287百万円
借入金	3,850百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金14百万円及び敷金5百万円が含まれております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私算（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は100百万円あります。

- 出資1口当たりの純資産額 4,350円86銭
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理
 - 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程をはじめとする融資関連の諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、経営陣が出席するリスク管理統括委員会を定期的に開催し、報告・協議を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、担当役員に報告しております。
 - 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的にモニタリングを行っております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。市場運用商品の購入については、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。事業推進目的で保有している株式については、市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会及びリスク管理統括委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクおよび価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、平成30年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,818百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、総合企画部で適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式等は、（次表）には含めておりません。（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	76,660	76,832	171
(2) 有価証券	154,095	154,095	-
その他有価証券	154,095	154,095	-
(3) 貸出金（*1）	220,459		
貸倒引当金（*2）	△2,406		
	218,053	218,198	145
金融資産計	448,808	449,126	317
(1) 預金積金	429,718	429,780	61
(2) 借入金	3,850	3,902	52
金融負債計	433,568	433,682	114

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自金庫保証付私算債は、保証料のない私算債の現在価値に経過利息と前受保証料を加減してあります。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29から31に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。



決算の状況

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの負残りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のもの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に借入金を行った場合に想定される適用金利を用いております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	22
非上場株式（※1）（※2）	89
組出資金（※3）	45
合 計	157

- (※1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

- (※2) 当事業年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

- (※3) 組出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※）	34,000	1,000	375	-
有価証券	12,216	53,395	63,234	16,275
その他有価証券のうち満期があるもの	12,216	53,395	63,234	16,275
貸出金（※）	32,398	61,195	41,977	56,457
合 計	78,614	115,590	105,586	72,732

- (※) 預け金及び貸出金のうち、期間の定めのないものは含まれておりません。貸出金には破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等が含まれており、その債権額は19.から22.に記載しております。

- (注4) 預金積金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	173,129	72,992	55	1,949
借入金	450	1,600	1,800	-
合 計	173,579	74,592	1,855	1,949

- (※) 預金積金のうち、要求払預金及び期間の定めのないものは含まれておりません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「その他の証券」が含まれております。以下、30. まで同様であります。

その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
				株 式
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,006	778	227
	債 券	118,676	115,925	2,751
	国 債	19,499	19,078	420
	地 方 債	53,478	52,024	1,454
	社 債	45,698	44,822	876
	そ の 他	3,474	3,205	269
	外 国 証 券	401	400	1
	そ の 他 の 証 券	3,073	2,805	268
	小 計	123,158	119,909	3,249
	債 券	2,478	2,699	△220
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	23,638	24,101	△462
	国 債	9,790	10,209	△419
	地 方 債	6,337	6,353	△16
	社 債	7,511	7,537	△26
	そ の 他	4,820	5,048	△228
	外 国 証 券	2,501	2,600	△98
	そ の 他 の 証 券	2,318	2,448	△130
	小 計	30,937	31,848	△911
	合 計	154,095	151,757	2,337

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,411	70	5
債 券	47,983	120	-
国 債	24,529	94	-
地 方 債	14,815	15	-
社 債	8,638	11	-
そ の 他	785	-	227
外 国 証 券	-	-	-
そ の 他 の 証 券	785	-	227
合 計	50,180	190	233

31. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当事業年度における減損処理額は13百万円（うち株式13百万円）であります。

なお、「著しく下落したとき」とは、期末において個々の銘柄の時価が帳簿価格に比べて30%以上下落した場合であります。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は101,378百万円であり、このうち原契約残存期間が1年以内のものが31,723百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めた金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	469百万円
退職給付引当金	124百万円
有価証券の償却	111百万円
繰越欠損金	234百万円
その他	220百万円
繰延税金資産小計	1,159百万円
評価性引当額	△1,159百万円
繰延税金資産合計	- 百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	546百万円
その他	2百万円
繰延税金負債合計	548百万円
繰延税金負債の純額	548百万円

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として選任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの実績を基に、最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、選任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法、決定時期および支払時期につきましては、規程で定めております。

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	115

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です（期中に選任した者および期中に理事を退任し監事に就任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」97百万円、「退職慰労金」17百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（合年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に選任・退職した者も含まれております。
2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成29年度において、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

